

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課保険係に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 11 日

横浜市西区長 本多 由紀子

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	国民健康保険料額通知書	
(注意) 国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、 掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったもの とみなす。		

氏 名

光井 佑太朗

金岡 理紗

EI MYAT MON

SAPKOTA MEGHARAJ

太田 匡彦

昼間 尚子

GAIRE ANITA

SAAMARA PEDIGE SONALI THARUSHIKA WIJERATHNA

槇 彩花

SU SU MIN

ドレックマン 陽子

清水 淳

BASTHIAN KORALAGE ADITHYA

阿部 貴広

花田 健人